

高 齡 者 福 祉

1. 高齢者保健福祉計画

「福寿の郷・南城～元気いっぱいの高齢期を過ごすために～」

市では、令和6年3月に令和6年度から令和8年度までを対象期間とする「南城市第9期高齢者保健福祉計画」を策定しました。

本計画では「福寿の郷・南城～元気いっぱいの高齢期を過ごすために～」というこれまでの基本理念を継承し、地域包括ケアシステムの深化に向け、高齢者の介護予防強化、日常生活の支援体制の確立、支えあう地域づくり、生きがいくくり、認知症への対応、安心・安全の生活環境づくり、地域共生社会の構築など高齢者施策全般に取り組む内容となっております。

今後も高齢化の進行が予測される中、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に高齢者が生き生きと、そして不安なく地域生活を送れるように、高齢者を支えていく地域づくり、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指した内容となっています。

2. 老人福祉事業

※対象者については、全事業において「市内に住所を有する、おおむね65歳以上の高齢者」とします。

(1) 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

① 地域ふれあいミニデイサービス事業（各字公民館）

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした日常生活が送れるよう、住み慣れた地域での社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、各字公民館等を活用し、各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長、介護予防を促進します。

対 象 者：家に閉じこもりがちな高齢者等

利 用 内 容：月曜日～金曜日（地域により異なります）

利 用 料 金：利用者負担なし（但し、食事等は自己負担です。）

事 業 委 託 先：南城市社会福祉協議会、くだか島建て会（久高）

大里グリーンタウン自治会、つきしろ自治会

実績

（単位：回・人・円）

地 域 名	回数・延人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐敷地域	実施回数	182	95	278	340	336
	参加者数	2,174	1,031	2,808	3,972	4,313
知念地域	実施回数	139	87	207	264	264
	参加者数	1,423	817	1,978	2,351	2,380
玉城地域	実施回数	119	64	207	250	240
	参加者数	1,543	820	2,419	3,494	3,299
大里地域	実施回数	406	264	659	723	697
	参加者数	4,664	2,739	7,081	8,114	7,890
4地域合計	実施回数	846	510	1,351	1,577	1,537
	参加者数	9,804	5,407	14,286	17,931	17,882
事 業 費		22,718,515	21,415,596	24,583,661	27,418,680	25,946,513

②高齢者筋力向上トレーニング事業 『いきいき教室（旧がんじゅう教室）』

心身の機能回復、健康増進を図るため介護予防機器の活用並びに軽体操（ストレッチ等）の指導等を実施します。

対 象 者：比較的元気な高齢者

利用内容：月曜日～金曜日：午前9時～午後4時

《利用施設》 沖縄メディカル福祉総合センター2階

場所：佐敷字新開1番地344（丸大佐敷店隣）

佐敷地域： 火曜日（午後）、金曜日（午前）

知念地域： 月曜日（午後）、木曜日（午前）

玉城地域： 火曜日（午前）、金曜日（午後）

大里地域： 月曜日（午前）、木曜日（午後）

午前 9：00～12：00

午後 1：00～ 4：00

※水曜日の利用は社協と調整

久高地域：久高島離島振興総合センター 第2・第4 火曜日

利用料金：利用者負担なし

事業委託先：南城市社会福祉協議会

実績

（単位：回・人・円）

地域名	回数・人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐敷地域	実施回数	81	111	157	-	-
	参加者数	944	975	1,745	3,350	4,224
知念地域 （久高地域含む）	実施回数	94	88	163	-	-
	参加者数	927	675	1,616	2,528	2,154
玉城地域	実施回数	81	82	139	-	-
	参加者数	960	824	1,704	2,336	2,278
大里地域	実施回数	83	86	141	-	-
	参加者数	1,049	824	2,012	2,433	2,349
オンライン	実施回数		97	60		
	参加者数		724	351		
4地域合計	実施回数	339	464	660	261	342
	参加者数	3,880	4,022	7,428	10,647	11,005
事業費		35,798,724	36,540,028	41,443,404	30,545,002	30,404,625

③訪問型サービスA事業（生活援助）

独居・虚弱な高齢者世帯、支援者がなく作業が困難な方に対し、生活援助（掃除、調理等）をおこない在宅生活の継続を支援します。（平成28年度より実施）

対 象 者：ひとり暮らし世帯もしくは高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯で生活援助を必要とするもので要支援1・2もしくはチェックリスト該当者

利 用 料 金：1時間あたり150円（その他実費あり。）

事業委託先：南城市シルバー人材センター

実績

（単位：人・回・円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(延)	116	108	134	107	114
回数	390	435	513	459	461
事業費	491,400	565,500	666,900	607,716	610,364

④訪問指導事業

介護保険認定で自立と判断された者及び高齢者筋力向上トレーニング事業や地域ふれあいミニデイサービス事業に参加できない高齢者で心身の機能上、困っている方に対し、理学療法士が訪問し、在宅でのリハビリや運動などの指導、介護者への指導、住宅改修が必要な方への助言などを行います。

対 象 者 : 高齢者筋力向上トレーニング事業「いきいき教室（旧がんじゅう教室）」や地域ふれあいミニデイサービス事業に参加できない高齢者で、筋骨格系疾患などで痛みや心身の機能上困っている方。

事業委託先 : 合同会社 ケアハート 訪問看護ステーションおおきな輪(令和6年12月～)

利 用 料 金 : 課税世帯1回300円、非課税世帯 負担なし

実 績 : 令和2年度 : 2人(久高2人) 令和3年度 : 5人(久高5人)
令和4年度 : 5人(久高5人) 令和5年度 : 2人(久高2人)
令和6年度 : 3人(久高3人)

⑤シニアライフ向上事業（サーキット式マシントレーニング・水中運動）

自立した生活を継続できるように、加齢に伴う身体機能の低下等の積極的な改善を図ることを目的に、水中運動やマシン等によるトレーニングを行います。

対 象 者 : 65歳以上の在宅の高齢者であり、健康上問題のない方

利 用 料 金 : 1クール(3ヶ月) 1,500～2,000円

事業委託先 : (有)寿ランド、スポーツカルチャーセンターペアーレ、カーブス南城大里

実績

(単位：人・円)

事業名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サーキット式 マシントレーニング	人 数	13	28	44	45	43
	事業費	221,130	459,270	748,440	839,700	793,780
水中運動	人 数	7	15	32	31	24
	事業費	122,309	276,446	486,536	506,862	288,000

※実人数

⑥介護支援ボランティアポイント制度

地域ふれあいミニデイサービスにおけるボランティア活動その他の社会的活動に参加することを支援及び奨励し、行ったボランティア活動を評価ポイントとして転換し、1時間＝1ポイントあたり100円相当の商品券(お米券)を交付します。

対 象 者 : 南城市内に居住する65歳以上の介護認定を受けていない方で、ボランティアポイント登録しミニデイサービスにてボランティア活動を行う者

実 施 日 : 月曜日～金曜日の各ミニデイ（地域によって実施日時異なります）

場 所 : 各ミニデイ開催公民館等（地域によって実施場所は異なります）

利 用 料 : 利用者負担無し

実績

(単位：人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 数	309	291	324	346	348
事業費	4,017,328	4,178,099	4,883,944	5,176,384	5,336,476

※実人数

⑦介護予防把握事業

本人や家族、地域住民からの相談、社協・医療機関・介護事業所等の関係機関からの情報提供、健診・医療・介護情報等を活用して、閉じこもりなど何らかの支援を要する者を早期に把握し、訪問等による健康状態、生活実態等の把握を行います。

対 象 者 : 南城市に居住する概ね65歳以上の方で、何らかの支援が必要と思われる方

事業内容 : 地域型包括支援センター職員が訪問により、健康状態、生活実態等の把握を行ないます。

実績

(単位:人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本チェックリスト調査数	267	501	454	381	256

⑧介護予防教室

高齢者が健康に対する知識を深め、また自身の健康状態及び運動の能力を知り、目標を持って健康づくりや介護予防に対する意識の高揚を図ることを目的に「運動指導」「低栄養改善」「認知症予防」などの中から受講者の希望により教室の内容を選択、実施します。

対 象 者 : ミニデイサービス利用者

実 施 日 : 各地域ミニデイの活動実施日に地域と調整し実施。

場 所 : 各ミニデイ開催公民館等(地域によって実施場所は異なります)

利 用 料 : 利用者負担無し

実績

(単位:人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 数	846	762	1,300	1,933	実施なし
事 業 費	3,208,364	3,710,080	4,063,789	4,164,352	実施なし

※令和6年度より、ミニデイサービス事業へ組み込んで開催しています。

実績

(単位:回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	63	59	109	138	61

(2)地域支援事業(任意事業)

①食の自立支援サービス事業

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯であって調理が困難な者へ食事を配達し、栄養面を充実させるとともに併せて安否確認を行うことで在宅福祉の推進を図ります。

対 象 者 : 調理等が困難な要援護高齢者で、ひとり暮らし世帯若しくは高齢者のみ世帯又はこれに準じる世帯及び身体障害者とする。

利用内容 : 月曜日～金曜日:昼・夕食のうち週5食までを限度とする

利用料金 : 1食あたり400円(※令和6年度より料金統一)

事業委託先 : 東雲の丘(玉城地域・大里地域) しらゆりの園(佐敷地域・知念地域)
NPO法人久高島振興会(久高地域)

実績

(単位：人・食・円)

地域名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐敷地域	利用実人数	62	73	61	61	46
	配食数	9,449	9,768	9,186	9,266	7,807
知念地域	利用実人数	29	29	27	17	17
	配食数	4,770	4,436	3,600	2,548	2,325
玉城地域	利用実人数	55	51	46	54	44
	配食数	7,225	7,886	7,654	7,606	6,998
大里地域	利用実人数	40	48	41	47	51
	配食数	5,967	7,512	5,627	7,075	8,045
4地域合計	利用実人数	186	201	175	179	158
	配食数	27,411	29,602	26,067	26,495	25,175
事業費		10,418,100	11,371,100	11,371,100	10,197,600	10,078,400

②緊急通報システム事業

身体上慢性疾患がある等、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者の緊急時に迅速な救助ができるよう緊急通報システム機器を対象者宅へ設置し、通報センターや消防、協力員等が連携し日常生活上の安全確保を図ります。

対 象 者：ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で身体上慢性疾患がある等、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある要援護高齢者

事業内容：緊急時に迅速な対応ができるよう、対象者宅に、緊急通報システム機器を設置する。

利用料金：利用者負担無し(固定電話回線を利用)

事業委託先：安全センター株式会社

実績

(単位：人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	13	12	12	11	11
事業費	347,875	404,470	338,800	332,640	301,840

③家族介護用品支給事業

非課税世帯に属し、要介護4又は5に相当する在宅の高齢者を介護している家族に対して、紙おむつ等が購入できる支給券の配布を行い、要介護高齢者の在宅生活を支援します。

注 意 事 項：介護を行う家族が別世帯の場合は、その家族も非課税世帯であること。

事業委託先：ドラッグイレブン（佐敷・大里）、ふく薬品、ひまわり館

実績

(単位：人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給者数	24	25	28	26	16
事業費	1,499,503	1,721,402	1,500,068	790,644	751,299

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、後見人等への報酬を負担することが困難である者に対し、その全部又は一部を助成します。

実績

(単位：人・円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	2	2	2	3	2
助成費	319,000	382,800	418,800	467,077	255,205

⑤認知症サポーター養成講座

市民等が認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成し、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける事が出来る地域づくりを推進していきます。また、認知症サポーターについて、地域や市内の企業等への周知を図るほか、市内の幼小中学校や女性会、青年会、老人クラブ等の各種団体との連携で学習する機会を増やすなどの対応を行います。

実績（過去5年間の認知症サポーター養成講座開催数と受講者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催数	6回	9回	4回	7回	5回
受講者数	128人	153人	80人	169人	141人
対象者	一般市民及び小学生、市役所新採用職員等	一般市民及び小学生、高校生、職場等	一般市民及び小学生	一般市民及び小学生	一般市民及び小学生

- ・南城市では、これまでに延べ2,648人の方が、養成講座を受講しています。
- ・令和3年度から養成講座受講の証として、サポーターカードを授与しています。

⑥南城市運動器機能向上事業

要支援1・2、チェックリスト該当者を対象に身体機能の向上に資する包括的トレーニングを行い、転倒骨折の防止、加齢に伴う認知症や生活機能の低下等の積極的な改善を行い、自立生活の支援を図ります。

(3)南城市単独事業

①加齢性難聴者補聴器購入費助成事業

65歳以上及び非課税世帯の南城市民の方で、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる方に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。（令和6年8月より実施）

実績

(単位：件・円)

	令和6年度
助成件数	10
助成費	250,000

②南城市高齢者一時保護事業

・自立生活を営むのに支障の生じた在宅高齢者の生活習慣指導や一時的な保護を行い、自立した在宅生活の継続を支援する。

・在宅の高齢者が養護者から虐待を受けた場合に、当該高齢者を一時的に施設で保護することにより、高齢者及び介護者の福祉の向上と家庭生活の安定を図ることを目的とする

対 象 者 : 要援護高齢者で介護保険要介護認定により給付サービス対象外となった者
 利 用 内 容 : 1回あたりの利用限度は7日以内とする
 利 用 料 金 : 課税額に応じて利用者負担あり
 事業委託先 : 社会福祉法人憲章会、社会福祉法人以和貴会、医療法人真徳会

実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	0件	0件	0件	1件	1件

③外出支援サービス事業

老衰、心身の障害、傷病等の理由により、一般の交通機関を利用することが困難な要援護高齢者の通院時に、居宅と医療機関との間を送迎することにより在宅生活を支援します。

対 象 者 : 一般の交通機関を利用することが困難な者であって、要介護2以上であると認定されている車イス等利用者、又は身体障害者手帳所持者で肢体不自由2級以上の者。
 利 用 内 容 : 午前8時45分～午後5時（12月29日から翌年1月3日までを除く）
 月に片道で4回まで利用可能とする。
 利 用 料 金 : 市内、与那原町、八重瀬町、南風原町…片道400円（課税世帯800円）
 豊見城市、那覇市、糸満市、西原町、北中城村
 …片道600円（課税世帯1,000円）
 事業委託先 : 沖縄県福祉介護タクシー事業協同組合

実績

（単位：人・回・円）

地域名	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐敷地域	実人数	5	8	8	46	16
	回数	28	87	98	105	113
知念地域	実人数	2	4	2	7	4
	回数	38	52	6	16	9
玉城地域	実人数	4	4	1	6	3
	回数	35	34	2	18	17
大里地域	実人数	7	7	9	39	14
	回数	72	97	94	101	71
4地域合計	実人数	18	23	20	98	37
	回数	173	270	200	240	210
事業費		324,930	462,710	280,270	548,240	722,100

④敬老会

多年にわたり郷土のため、社会のために尽くしてきた高齢者の方々を敬愛し、市民が等しく長寿を祝うことを目的に開催します。（2地区合同開催）

実績

（単位：人・円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
午前の部	-	-	-	(佐敷・知念) 252	(大里・知念) 262
午後の部	-	-	-	(玉城・大里) 315	(玉城・佐敷) 378
4地域合計	-	-	-	567	640
70歳以上人口	8,034	8,374	8,605	8,886	9,206
参加率	0.00%	0.00%	0.00%	6.38%	6.95%
事業費	-	-	-	1,288,366	1,242,367

※R2、R3、R4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

※70歳以上人口は、毎年度8月末日を基準日としています。

⑤老人クラブ助成金

高齢者の生きがいづくりや健康づくりのため、様々な活動を通して社会参加を図り、老後を豊かなものにする活動を推進している市老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動を支援するため助成金を交付しています。

実績

（単位：人・円）

地域名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐敷地域(人)	250	224	261	202	147
知念地域(人)	191	181	181	178	164
玉城地域(人)	504	516	473	390	366
大里地域(人)	442	429	350	352	348
4地域合計(人)	1,387	1,350	1,265	1,122	1,025
助成金(円)	4,025,230	4,025,230	3,858,695	3,859,990	3,818,680

⑥老人保護措置事業

65歳以上で身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的な理由で自宅での生活が困難な方を養護老人ホームへ措置いたします。

〈内 容〉

- 養護老人ホームへ入所措置
- 収入に応じて本人及び扶養義務者の負担金が必要
- 65歳未満の方でも特に事情が認められる場合は入所措置が可能

（単位：人・円）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
沖縄偕生園	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
具志川厚生園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
首里偕生園	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
合計(人数)	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0
決算額	5,092,699		4,885,595		4,490,569		2,367,759		2,563,738	
利用者負担額	450,000		450,000		330,300		0		0	

3. 介護保険

わが国においては急速に加速する高齢化とともに介護の問題が最大の不安要因となっています。本市においてもこうした傾向は例外ではなく、令和6年3月末現在で総人口(46,498人)の26.32%の12,236人が65歳以上となっています。

加速する高齢化社会の「介護問題」に対し、わが国全体の問題として取り組むという目的から、平成12年4月に市町村を保険者としてスタートしたのが介護保険制度です。

介護保険制度は、高齢者がどのような状況においても住み慣れた地域で自立した生活を続けていくために必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供し、地域で高齢者を支えていく仕組みとなっており、介護サービスは、要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態の軽減あるいは悪化の防止をする観点から、サービスを利用する高齢者の方々の心身の状況や生活環境に応じて提供されます。

南城市では、高齢者が住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいをもって豊かに暮らしていくことができる介護保険事業に取り組んでおります。

現在、要介護認定申請やその他各種申請手続きについては南城市役所の窓口で受け付けておりますが、南城市は沖縄県介護保険広域連合構成市町村の為、制度運営、要介護認定（訪問調査、主治医への意見書依頼、介護認定審査会）、サービスの質の確保・向上、事業者の育成といった事業運営に関しては沖縄県介護保険広域連合が主幹となり行っております。

(1) 南城市の介護保険サービスの現状

① 高齢者人口（第1号被保険者）の状況 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南城市人口	45,045	45,530	46,009	46,498	47,004
内65歳～75歳未満	6,067	6,413	6,333	6,386	6,313
内75歳以上	5,479	5,455	5,665	5,850	6,088
高齢化率	25.63%	26.07%	26.08%	26.32%	26.38%

毎年度末

② 介護保険要介護（要支援）認定者の状況 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1号被保険者	2,136	2,162	2,144	2,204	2,256
第2号被保険者	66	62	55	48	44
総数	2,202	2,224	2,199	2,252	2,300
第1号被保険者（認定率）	18.50%	18.21%	17.87%	18.01%	18.19%

毎年度末

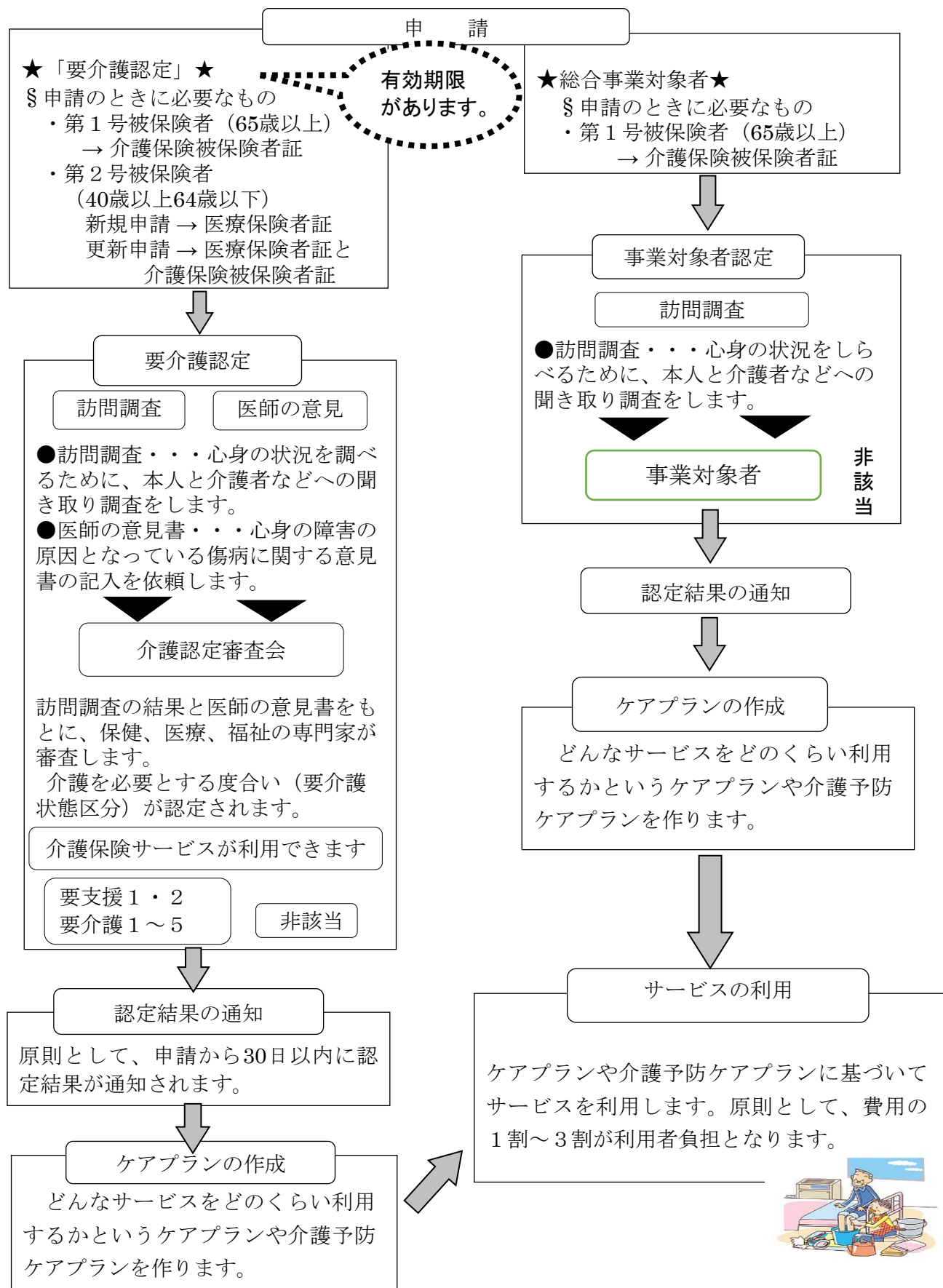
■ 介護度別（1号被保険者＋2号被保険者） (単位：人)

要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
令和2年度	183	356	320	352	378	411	202	2,202
令和3年度	162	361	337	354	397	418	195	2,224
令和4年度	172	336	337	345	378	442	189	2,199
令和5年度	161	346	306	428	356	420	235	2,252
令和6年度	180	339	345	396	372	427	241	2,300

毎年度末

介護（介護予防）サービスを利用するまでの流れ

介護サービスを利用するためには、介護保険の窓口（生きがい推進課）に申請をして「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになっています。



1 割の利用者負担が高額になったとき（高額介護サービス費）

世帯内で同月内のサービスにかかる利用者負担額（月額）が、一定の上限額を超えたときは、窓口への申請により、超えた分が払い戻されます。

※居住費（滞在費）・食費・日常生活費等は対象となりません。

対 象 者	上限額
年収約1,160万円以上の方	140,100円（世帯）
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円（世帯）
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円（世帯）
一般世帯（上記及び下記以外）	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護の受給者の方	15,000円（個人）



在宅サービス

§ 通って利用する

※  内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

※ 利用者負担はサービス費用の1割～3割です。

	サービスの内容	費用のめやす
通所介護 （デイサービス）	要介護1～5 通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	・通常規模の事業所の場合（7時間以上8時間未満） ※送迎を含む （施設により体制や食費に違いがあります。） 要介護1～5⇒6,580円～11,480円
	要支援1・2  総合事業 通所型サービス  通所介護施設で日常生活上の支援などを行う共通的服务と、その人の目標に合わせた選択的服务（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティなど）を提供します。	（共通的服务）※送迎を含む 要支援1⇒1ヵ月 17,980円 要支援2⇒1ヵ月 36,210円 （選択的服务） 栄養改善、口腔機能向上 など
通所リハビリテーション （デイケア）	要介護1～5 老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。	・通常規模の事業所の場合（7時間以上8時間未満） ※送迎を含む （施設により体制や食費に違いがあります。） 要介護1～5⇒7,620円～13,790円
	要支援1・2  介護予防通所リハビリテーション  老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的服务（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。	（共通的服务）※送迎、入浴を含む 要支援1⇒1ヵ月 22,680円 要支援2⇒1ヵ月 44,280円 （選択的服务） 栄養改善⇒1ヵ月＋2,000円 口腔機能向上⇒1ヵ月＋1,500円

介護予防サービス・在宅サービスの支給限度額

支給限度額(月額)

要支援 1	基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。	50,320円
要支援 2	要支援 1 の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。	105,310円
要介護 1	・ 基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要。 ・ 立ち上がりなどに支えが必要。	167,650円
要介護 2	・ 食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。 ・ 立ち上がりや歩行に支えが必要。	197,050円
要介護 3	・ 食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要。 ・ 立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自分でできないことがある。	270,480円
要介護 4	・ 食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。 ・ 立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自分でできない。 ・ 認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。	309,380円
要介護 5	・ 日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介助が必要。 ・ 立ち上がりや歩行などがほとんどできない。 ・ 認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。	362,170円

§ 訪問を受けて利用する ※ [] 内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

※利用負担は原則としてサービスの費用の1割～3割です。

	サービスの内容	費用のめやす
(ホームヘルプ)	要介護1～5 ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助(介護タクシー)も利用できます。	身体介護が中心(30分以上1時間未満～) 1回 ⇒ 3,870 円～ 生活援助が中心(20分以上45分未満～) 1回 ⇒ 1,790 円～
	要支援1・2 [総合事業 訪問型サービス] 利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。	週1回程度の利用 要支援1・2 ⇒1ヵ月 11,680円 週2回程度の利用 要支援1・2 ⇒1ヵ月 23,350円
訪問リハビリテーション	要介護1～5 居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。	1回 ⇒ 3,080 円
	要支援1・2 [介護予防訪問リハビリテーション] 居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。	1回 ⇒ 2,980 円
訪問入浴介護	要介護1～5 介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。	1回 ⇒ 12,660 円
	要支援1・2 [介護予防訪問入浴介護] 居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。	1回 ⇒ 8,560 円
訪問看護	要介護1～5 疾患等を抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。	訪問看護ステーションから(30分未満～) 1回 ⇒ 4,710 円～ 病院または診療所から(30分未満～) 1回 ⇒ 3,990 円～
	要支援1・2 [介護予防訪問看護] 疾患等を抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。	訪問看護ステーションから(30分未満～) 1回 ⇒ 4,510 円～ 病院または診療所から(30分未満～) 1回 ⇒ 3,820 円～
居宅療養管理指導	要介護1～5 医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	医師または歯科医師などによる指導 医師 (1ヵ月に2回まで) ⇒ 5,150 円 歯科医師 (1ヵ月に2回まで) ⇒ 5,170 円 etc.
	要支援1・2 [介護予防居宅療養管理指導] 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。	



§ 訪問を受けて利用する ※ 内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

※利用負担は原則としてサービスの費用の1割～3割です。

	サービスの内容	費用のめやす
住宅改修費支給	要介護1～5 要支援1・2 介護予防住宅改修支給 手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。	■申請に必要な書類 ○申請書 ○理由書 ○通帳写し ○領収書 ○見積書 ○内訳書 ○承諾書 ○図面 ○改修前後の写真 ○ケアプラン ※改修前に事前協議が必要です！
(福祉特定用福祉用具購入費の支給)	要介護1～5 要支援1・2 特定介護予防福祉用具販売 入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、10万円を上限額として福祉用具購入費を支給します。(申請が必要です) ● 腰掛け便座 ● 入浴補助用具 ● 特殊尿器 ● 移動用リフトのつり具	■申請に必要な書類 ○申請書 ○領収書 ○通帳写し ○福祉用具パンフレットの写し ○介護保険福祉用具購入を要する理由書 ○居宅サービス計画費(1)(2)表 (ケアマネジャーと契約している場合) ※給付対象となるのは、特定福祉用具販売事業所からの購入に限ります。
福祉用具貸与	要介護1～5 要支援1・2 介護予防福祉用具貸与 日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ※要支援1・2および要介護1の方は、◆印の用具は原則として保険給付の対象となりません。 ● 歩行器 ● 歩行補助つえ ● 手すり(工事をともしないもの) ● スロープ(工事をともしないもの) ◆ 車いす ◆ 車いす付属品 ◆ 特殊寝台 ◆ 特殊寝台付属品 ◆ 床ずれ防止用具 ◆ 体位変換器 ◆ 認知症老人徘徊感知機器 ◆ 移動用リフト(つり具を除く)	

§ 短期間入所する

短期入所生活／療養介護 (ショートステイ)	要介護1～5 福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	1日につき ■介護老人福祉施設(従来型・多床室) 要介護1～5 ⇒ 6,030円～8,840円 ■介護老人保健施設(多床室) 要介護1～5 ⇒ 8,300円～10,520円
	要支援1・2 介護予防短期入所生活・療養介護 福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	1日につき ■介護老人福祉施設(従来型・多床室) 要支援1 ⇒ 4,510円 要支援2 ⇒ 5,610円 ■介護老人保健施設(多床室) 要支援1 ⇒ 6,130円 要支援2 ⇒ 7,740円

※ 内は要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

§ 在宅に近い暮らしをする

	サービスの内容	費用のめやす
特定 生活介護 施設入居者	要介護1～5 有料老人ホーム等に入居している高齢者に日常生活上の支援や介護を提供します。	要介護1～5 1か月あたり 162,600円 ～ 243,900円
	要支援1・2 介護予防特定施設入居者生活支援 有料老人ホーム等に入居している高齢者に介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。	1回あたり 要支援1 ⇒ 1,830円 要支援2 ⇒ 3,130円



施設サービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。	介護老人保健施設 (老人保健施設) 状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアをします。	介護療養型医療施設 (療養病床等) 急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための医療施設です。
---	---	---

● 居住費（滞在費）、食費のめやす

利用者が負担する額は施設との契約により決まり、施設により異なります。世帯に住民税を課税されている方がいる場合は、下表の金額が標準的な費用となります。

居住費（滞在費）、食費の標準的な利用料（月額）

食費	多床室	従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室
約1,445円	377円	約1,668円	約1,668円	約2,006円



●施設サービス・短期入所の金銭的負担軽減（負担限度額認定：食費・居住費の減額）

所得の低い方は、窓口へ申請すれば、下表の限度額までの負担となります。

所得の低い方の居住費（滞在費）・食費の負担限度額（日額）

	対 象 者	居住費（滞在費）の限度額			食費の限度額	
		ユニット 型個室	ユニット 型準個室 従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第一段階	・老齢福祉年金受給者で 世帯全員が住民税非課税 の方 ・生活保護の受給者等	880円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第二段階	・世帯全員が住民税非課税 で課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が80万円 以下の方	880円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第三段階①	・世帯全員が住民税非課税 で課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が80万円 超120万円以下の方	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第三段階②	・世帯全員が住民税非課税 で課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が120万 円以上の方	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

※（ ）内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。

※ 施設の設定した居住費（滞在費）・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。

※ 限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。



南城市地域密着型サービス事業

身近な日常生活圏域（南城市内）にサービスの拠点をつくり、高齢者に安心して住みなれた地域での生活を継続して頂くため、南城市では 下記のサービスを提供して在宅生活を支援していきます!!
※原則として、日常生活圏域外（市外）のサービスは受けることが出来ません。

★認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護 1～5

計4ユニット

☆介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）

要支援 2

／36名

認知症の高齢者が家庭的な環境の中で、専門スタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

（令和7年4月1日現在）

名 称	対象者数	対象者	所 在	電話番号	F A X 番号
グループホーム 美ら里さしき	1ユニット／ 9名	要介護 1～5 要支援 2	佐敷字屋比久44番地	947-0034	947-0034
グループホーム あまね	1ユニット／ 9名	要介護 1～5 要支援 2	玉城字屋嘉部455番地 1	852-6125	852-6126
東雲の丘 グループホーム	2ユニット／ 18名	要介護 1～5	大里字大城1392番地	946-2051	946-1128

※東雲の丘グループホームは、R7. 1. 1～R7. 12. 31まで事業所休止

★認知症対応型通所介護（デイサービス）

要介護 1～5

計1施設／12名

☆介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）

要支援 1・2

認知症の高齢者を対象に、入浴・食事等の日常生活のお世話や機能訓練等、少人数制でより専門的なケアを提供することができる通所介護です。

（令和7年4月1日現在）

名 称	対象者数	対象者	所在地	電話番号	FAX番号
デイサービス あまね	12名／日	要介護1～5 要支援1・2	玉城字屋嘉部455番地 1	852-6231	852-6126
東雲の丘 グループホームデイサービス	6名／日	要介護1～5 要支援1・2	大里字大城1392番地	946-2051	946-1128

※東雲の丘グループホームデイサービスは、R5. 1. 1～ 事業所休止

★小規模多機能型居宅介護

要介護 1～5

☆介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援 1・2

日中の通所サービスを中心に利用者の状態や希望に応じて訪問や宿泊サービスを組み合わせて多機能なサービスを提供し、在宅生活を支援します。

（令和7年4月1日現在）

名 称	対象者数	対象者	所 在	電話番号	FAX番号
東雲の丘小規模 多機能型居宅介護	定員25名 (宿泊 5名)	要介護 1～5 要支援 1・2	大里字大城1392番地	946-2051	946-1128

★地域密着型通所介護

要介護 1～5

要支援 1・2

総合事業対象者

利用定員18人以下の小規模なデイサービスで、通常のデイサービスと同様、食事や入浴、レクリエーションや機能訓練などのサービスが提供されます。

(令和7年4月1日現在)

名 称	対象者	所 在	電話番号	FAX番号
デイサービスすまいるLife	要介護 1～5	佐敷字新開1番地114	988-1061	988-1062
デイサービス凜 RIN		佐敷字津波古937-1	947-2323	947-2324
デイサービスすまいる南城		字つきしろ1739番地43	948-7765	948-7762
デイサービスまんぐろーぶ	要支援 1・2	知念字知念614番地	852-6556	852-6555
かふえてりあ 愛日和 デイサービス	総合事業対象者	玉城字愛地361番地	948-4071	948-4072
運動型デイサービス R. Core		玉城字船越773-1	988-9705	988-9706
ハピネス百名		玉城字百名7番地	917-1366	917-1367

★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

原則、要介護 3 以上

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員30人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。

(令和7年4月1日現在)

名 称	対象者数	対象者	所 在	電話番号	FAX番号
しらゆりの園 地域密着型特別養護老人ホーム おおざと	定員29名	原則 要介護 3 以上	大里字古堅820番地1	917-0624	917-0624

★地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護 1～5

地域密着型特定施設入居者生活介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

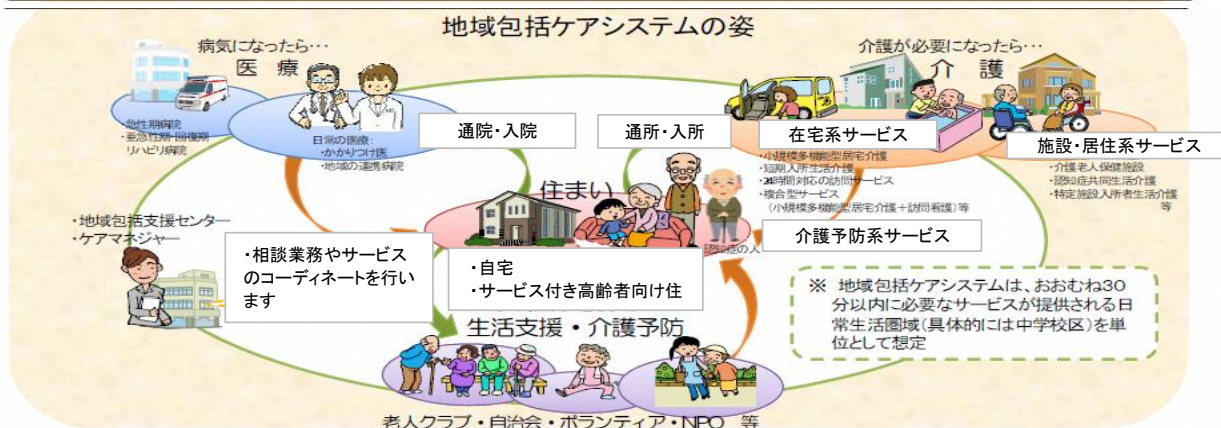
(令和7年4月1日現在)

名 称	対象者数	対象者	所 在	電話番号	FAX番号
しらゆりの園地域密着型介護付有料老人ホームおおざと	定員29名	要介護 1～5	大里字古堅822番地	963-6145	945-8341

4. 包括的支援事業

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師（又は看護師）・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職を配置して、3職種によるチームアプローチにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う事により、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

地域の方々の身近な相談窓口として、より充実した高齢者等への支援を行うため、令和4年度より市内を東西2つのエリアに分け、地域型センターを設置しました。

【南城市地域包括支援センター】

基幹型センター：月～金（土・日・祝祭日休み） 午前8:30～午後5:15まで

南城市地域包括支援センター

住所：南城市佐敷字新里1870番地

南城市役所1階 生きがい推進課内

☎ 098-917-5489



地域型センター

：月～土（日・祝祭日休み） 午前8:30～午後5:30まで

【東地区】南城市地域包括支援センターしらゆり

住 所 ：南城市佐敷字津波古432番地（南城つはこクリニック向かい）

☎ 098-988-0638

担当地区：佐敷地区、知念地区、玉城地区（親慶原、喜良原、仲村渠、垣花）

【西地区】南城市地域包括支援センター東雲の丘

住 所 ：南城市大里字大城1392番地 特別養護老人ホーム東雲の丘 2階

☎ 098-987-6669 （夜間・休日）☎ 098-946-2051

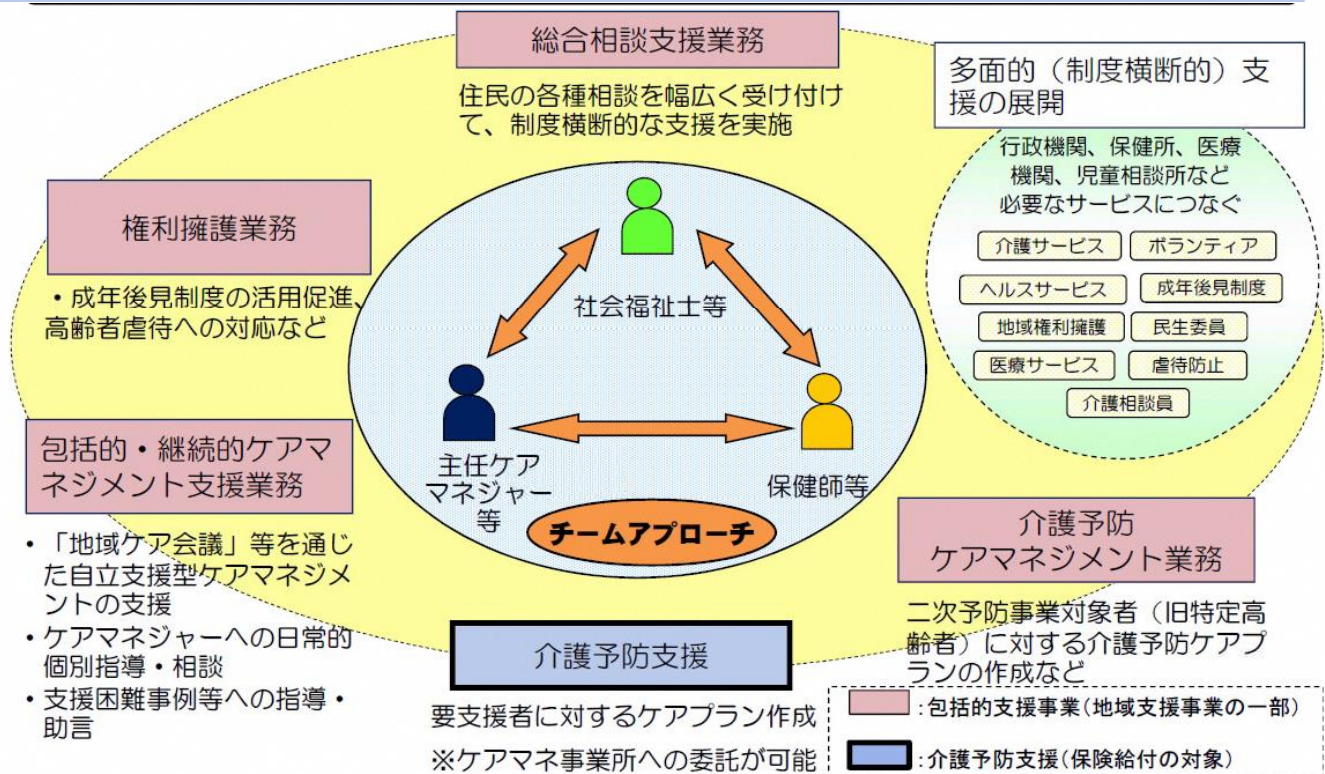
担当地区：大里地区、玉城地区（親慶原、喜良原、仲村渠、垣花を除く）

《業務内容》

主な支援業務は、『介護予防支援』及び『包括的支援事業』（下記参照）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して支援を実施します。

- (1) 総合相談支援業務
- (2) 介護予防ケアマネジメント業務（プランA）
- (3) 権利擁護業務
- (4) 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
- (5) 介護予防支援業務
- (6) 多面的（制度横断的）支援の展開
- (7) その他

地域包括支援センターの業務



(1) 総合相談支援業務

「地域包括支援センター」は、地域にお住いの高齢者やそのご家族の皆さまが、日常生活で起こるさまざまなお悩みや心配ごとなどを受け付けする『総合相談窓口』です。

南城市の高齢者の方々が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自分らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び各種制度の横断的な利用に繋ぐための、総合的な相談支援を行います。

《業務内容》

初期段階での相談対応及び、専門的・継続的な相談支援、その実施にあたって必要となるネットワークの構築や地域の高齢者の状況の実態把握を行います。

(相談業務のワンストップサービスの実施)

●総合相談

《実績》(過去5年間の相談件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	8,716件	16,441件	6,710件	6,817件	7,470件

※令和3年度までは延べ件数。令和4年度より実件数で報告します。

《令和6年度総合相談内訳》

①相談方法内訳 (実件数)

	基幹型	地域型		全体件数	割合
		しらゆり	東雲の丘		
電話相談	220件	2,081件	1,935件	4,236件	56.7%
自宅訪問	15件	901件	1,258件	2,174件	29.1%
来庁相談	93件	305件	198件	596件	8.0%
文書	3件	2件	10件	15件	0.2%
会議	2件	85件	90件	177件	2.4%
受診同行	0件	59件	28件	87件	1.2%
その他	13件	61件	111件	185件	2.5%
合 計	346件	3,494件	3,630件	7,470件	100.0%

・相談方法は、電話が多くを占め、次いで訪問、来庁の順となっています。

・その他は、情報提供、研修、苦情等についての相談となっています。

②相談内容・目的

	延べ件数	割合
介護保険サービスに関する事	1,389件	18.6%
保健福祉サービス、連携に関する事	216件	2.9%
生活に関する事	1,273件	17.0%
医療機関に関する事	779件	10.4%
実態把握に関する事	416件	5.6%
認知症の高齢者に関する事	284件	3.8%
保健指導に関する事	18件	0.2%
予防(総合事業)に関する事	72件	1.0%
事業所支援に関する事	14件	0.2%
高齢者虐待に関する事	74件	1.0%
権利擁護に関する事	101件	1.4%
困難事例への対応に関する事	195件	2.6%
連携・後方支援	2,574件	34.5%
その他	65件	0.9%
合 計	7,470件	100.0%

・R3年度から相談・支援の連携、引継ぎを示すため「連携」についての項目を新設。

③相談経路（実件数）	基幹型	地域型		全体件数	割 合
		しらゆり	東雲の丘		
本 人	166件	1,592件	1,406件	3,164件	42.4%
家族等	61件	892件	933件	1,886件	25.2%
民生委員・公民館	5件	62件	61件	128件	1.7%
医療機関	16件	332件	352件	700件	9.4%
介護支援専門員	30件	124件	376件	530件	7.1%
サービス事業所	3件	99件	136件	238件	3.2%
社会福祉協議会	17件	63件	122件	202件	2.7%
行政・関係機関	36件	206件	193件	435件	5.8%
その他	12件	124件	51件	187件	2.5%
合 計	346件	3,494件	3,630件	7,470件	100.0%

- ・相談経路は、本人・家族等からの相談が7割を占め、次いで医療機関、介護支援専門員の順となっています。
- ・その他の内訳としては、近隣住民や匿名希望者の方からの相談となっています。

（２）権利擁護業務

高齢者の人権（尊厳）や財産等の権利を守ることは、超高齢社会においてとても重要なことです。今後、高齢者が増加することが予測されていること、さらに認知症や失語症など、コミュニケーションが困難な状態になったり、判断能力が低下した場合には、家族や成年後見人、地域の方のサポートが必要となってきます。

《業務内容》

認知症などで判断能力が不十分な高齢者に対し、権利擁護に関する相談を実施、また高齢者虐待に関する相談、支援等を行っています。

社会福祉士等が権利擁護に関する研修に参加することでスキルアップに努め、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図ります。

●高齢者虐待

《実績》（過去5年間の通報件数）

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通報	15件	9件	9件	15件	9件
虐待認定	3件	1件	4件	5件	6件
虐待疑い	12件	8件	5件	10件	3件

●成年後見制度利用支援

《実績》（過去5年間の通報件数）

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	55件	28件	42件	51件	66件
市長申立件数	1件	0件	3件	2件	2件

・親族等、身寄りのない高齢者が、成年後見制度利用申請する場合、必要に応じて親族等に代わり市長が申し立てをすることができます。

※老人福祉法第32条「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」

●高齢者虐待防止ネットワーク協議会

高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応を図るため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会（年1回）を開催し、対応を協議しています。（平成19年10月1日設置）

《業務内容》

高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応策に関すること。相談体制に関すること。関係諸機関の連携強化に関すること。啓発活動に関すること。その他の事項について協議します。

※虐待には、叩く・殴る・縛るなどの『身体的な虐待』の他に、怒鳴る・無視する・罵るなどの『心理的虐待』や、食事を与えない・不潔な環境におく・医療を受けさせないなどの『放棄・放任（ネグレクト）』、また、『性的虐待』、『経済的虐待』など、さまざまなケースがあり、相談内容についても多様化しています。

『虐待』は、された方だけでなく、してしまった方へのケアやサポートが必要な場合もあるため、高齢者を支える家族等も含めた総合支援をしています。

(3) 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう主治医と介護支援専門員との連携の他、様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行います。

●ケアマネ連絡会（沖縄県介護支援専門員協会南部支部と共催）

包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言や研修会、勉強会の開催を行います。

《実績》（過去5年間の研修会・勉強会開催回数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	3回	10回	12回	17回	18回

※令和3年度から引き続き、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、また関連する連携先を対象に「ちょっと得勉強会」と題して毎月第3水曜日にオンライン勉強会を開催した。地域の居宅介護支援事業所の事例検討会（5回）を共催、研修会の共催（集合研修1回、オンライン研修11回）を行った。

(4) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

介護保険における予防給付の対象となる要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整などを行います。

※指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）を、居宅介護支援事業所に一部委託しています。

①《指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント実績》（過去5年間の利用者数）

事業所		実・延人員	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
南城市地域包括支援センター担当分合計		実 人 員	281人	281人	292人	324人	358人
		延 人 員	2,070人	2,070人	2,432人	3,626人	3,149人
内訳	南城市地域包括支援センターしらゆり	実 人 員			148人	139人	178人
		延 人 員			1,187人	1,327人	1,524人
	南城市地域包括支援センター東雲の丘	実 人 員			138人	166人	177人
		延 人 員			1,167人	2,247人	1,596人
	南城市地域包括支援センター基幹型	実 人 員	281人	281人	6人	5人	3人
		延 人 員	2,070人	2,070人	78人	52人	29人
居宅事業所委託分		実 人 員	313人	313人	260人	246人	210人
		延 人 員	2,435人	2,435人	2,209人	1,992人	1,389人
総合計		実 人 員	594人	594人	552人	570人	568人
		延 人 員	4,505人	4,505人	4,641人	5,618人	4,538人

※令和5年度の南城市地域包括支援センター担当分と居宅事業所委託分との実人員の割合は57：43となっています。

②《介護予防ケアマネジメント業務（プランA）実績》（過去5年間の実績件数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合事業 ケアプラン 作成件数	全体	1,380件	1,384件	1,363件	1,373件	1,349件
	基幹型			9件	0件	0件
	地域型	しらゆり		682件	679件	681件
		東雲の丘			672件	694件
基本チェックリスト調査数		267件	501件	454件	381件	374件
チェックリスト該当者		258件	481件	434件	360件	361件

介護予防ケアマネジメント業務は、保健師等が総合事業対象者（基本チェックリスト該当者）、要支援認定者を対象に、介護予防及び日常生活支援を行い、本人の状態や置かれている環境等に応じて、いつまでも自立した生活を送ることが出来るよう、地域支援事業の紹介やケアプランを作成します。

- ・がんじゅう教室や、ご自宅への訪問等で基本チェックリスト調査を実施し、南城市社会福祉協議会・民生委員等関係機関と連携し、支援が必要な高齢者の情報収集を実施。
- ・令和3年度は地域包括支援センター地域型開設に向けた相談やケアプラン作成に伴い、基本チェックリスト調査数が増加しています。
- ・令和3年度までは地域包括支援センターを直営で運営しているため基幹型・地域型の数値はなし。

(5) 多面的（制度横断的）支援の展開

●在宅医療・介護連携推進事業

沖縄県地域医療構想との整合性を図りつつ、地域医療関係機関との情報共有を図るとともに、各医療機関や地域の医師会とのネットワークの構築に向けた取組を進めるため在宅医療と介護の連携体制の構築に向けた個別項目の推進を図る。

委託先の南部地区医師会と連携して市独自の課題の抽出と解決策の検討を行い、住み慣れた地域で医療、介護サービスがスムーズに受けられるよう、体制整備と連携の強化を図ります。

《実施状況》

◆事業委託先：一般社団法人 南部地区医師会（平成29年度より）

南部6市町：南城市、糸満市、豊見城市、南風原町、八重瀬町、与那原町と合同で委託

《事業委託項目・実績》

- 1 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案医療・介護関係者に対する周知を行う
【現状分析・課題抽出・施策立案】
 - (1) 地域の医療・介護資源の把握（情報収集、整理、活用）
 - ①ホームページ運用（検索機能の向上、迅速な情報発信）
 - ②医療・介護おたすけマップによる医療・介護資源情報の提供
 - ③紙媒体の医療・介護資源リストの作成、活用促進
 - ④地域の医療・介護資源に関するサービス内容等実態調査
 - (2) 在宅医療・介護連携の課題抽出、対応策の検討
 - ①南部地区在宅医療支援ネットワーク協議会（年2回）
 - ②南部地区在宅医療・介護連携推進事業担当者連絡会議（年6回）
 - ③ACPや看取り、急変時対応などテーマごとにワーキンググループを設置し、課題と対応策について協議する。
 - (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
 - ①救急連携ワーキンググループを設置し、課題の共有、対応策を協議する。
 - ②摂食嚥下障害や栄養について医療・介護関係者の理解を深め、高齢者が最期まで「口から食べることへの支援」を提供できる多職種協働の体制を構築する。
 - ③入退院支援ワーキンググループを設置し、入退院支援連携に関する具体的な取り組みを企画立案する。
- 2 地域の医療・介護関係者からの在宅医療介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う
【対応策の実施】
 - (1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - ①専用相談窓口の設置（コーディネーターの配置）
 - ②受付けた相談内容や地域の在宅医療・介護連携に関する現状について情報を共有し、南部6市町及び地域包括支援センター（委託）と緊密な連携を図る。
 - ③各市町の地域ケア会議等へ参加、個別事例を通じて医療・介護連携の支援を行う。
- 3 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う
【対応策の実施】
 - (1) 地域住民への普及啓発
 - ①救急医療・人生会議（ACP）について住民向け公開講座の開催（R6.11.22 開催）
「最後の医療を私はどう選ぶ？家族や大切な人と価値観を共有しませんか？」
 - ②住民や民生委員などを対象とした命ゆい出前講座（令和6年度13回）
 - ③社会福祉協議会や老人クラブなどの会合や勉強会へ出向き、地域の医療・介護資源について紹介する。
- 4
 - 1) 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する
 - 2) 医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う
【対応策の実施】
 - (1) 医療・介護関係者の研修
 - ① 日常の療養支援 ② 急変時対応（救急連携）③ 入退院支援 ④ 看取りやACP、意思決定支援
 - ⑤ 認知症 ⑥ 食支援⑦ 感染症に関すること

事業実績報告を提出し事業評価を行います。

●南城市地域包括ケア推進協議会（地域包括支援センター運営推進協議会を兼ねる）

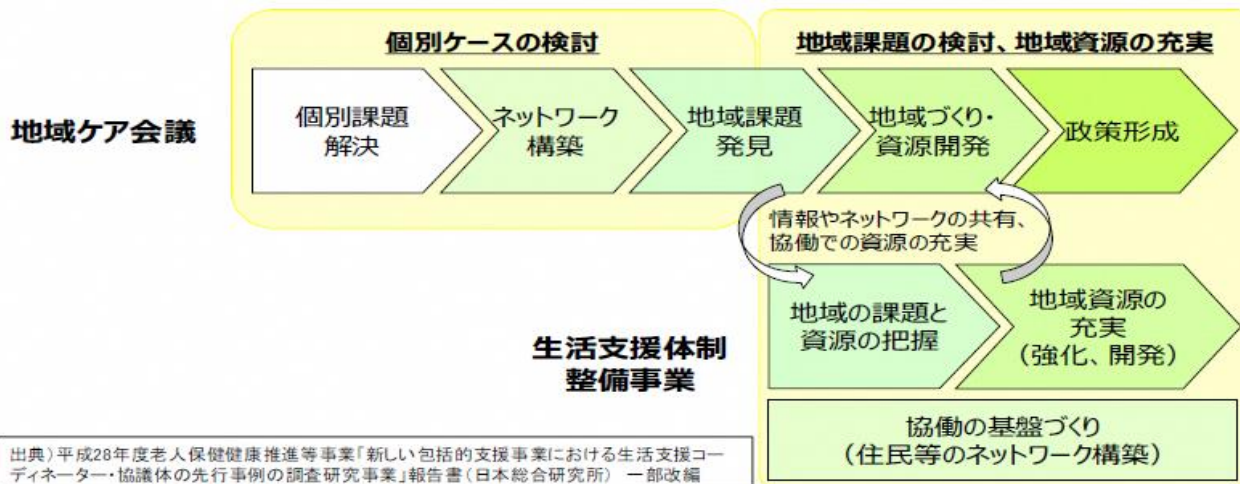
地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営及び公正・中立性の確保を図るため、必要な事項について検討します。センターの設置、運営及び評価に関すること、職員の確保に関すること、地域におけるその他の機関とのネットワーク形成に関することについて協議します。

《実績》（過去5年間の開催回数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	5回	2回	1回	2回	2回

“協議体”と“地域ケア会議”の関係性

- 地域ケア会議では、個別ケースの検討を通じた多職種協働のケアマネジメント支援、支援ネットワークの構築、地域課題の抽出を行う。個別の課題解決にとどまらず、個別支援の検討を積み重ねることで、地域としての課題や、地域資源活用の成功要因を見出す機能を担う。
- 協議体は、生活支援コーディネーターを組織的に支えるとともに、多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的としており、地域ケア会議と求められている機能や役割が異なっている。
- 個別ケースの検討を中心に行っている場合は、地域ケア会議で把握した地域の課題や資源の情報を協議体や生活支援コーディネーターが受け取ることで、住民や団体・企業を中心とした地域づくり・資源開発に活かすことが可能。



≪南城市地域ケア会議 構成図≫

【南城市地域包括ケア推進協議会（地域包括支援センター運営推進協議会を兼ねる）】

地域包括支援センターの公正・中立性を確保し、「地域包括ケアシステム」を総合的に整備・推進することを目的に、保健、医療、福祉及び介護の連携強化及び地域ネットワーク構築に関することや、地域ケア会議より提起された地域課題の対応等に方向性を示す事で、地域包括ケアシステム構築に向けて各種計画へ反映させ、具体的な施策形成に繋げる役割等を担っています。

≪構成員≫保健・医療・介護・福祉関係者、学識経験者、地域の支援団体代表者等

≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型）

【南城市地域ケア会議】

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、保健・医療・介護・福祉等の専門職や関係機関、民生委員等地域の関係団体などで構成される会議で、高齢者の個別支援の充実と、それを支える地域づくりを推進します。

また、地域の関係機関との連携や地域課題の抽出、地域のネットワークの形成、社会資源等の開発等の役割を担っています。

≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型）

≪生活支援体制整備事業第1層協議体・包括ケア会議≫

【包括ケア会議】

個別ケア会議、自立支援ケア会議、生活支援体制整備事業での検討を踏まえ、各関係者が地域における自立した日常生活の支援のために必要な施策及び事業について検討する。

≪構成員≫地域の保健・医療、介護・福祉団体の代表者及び市民の代表者、行政機関関係職員、南城市地域包括支援センター（基幹型・地域型）等

≪生活支援体制整備事業≫

【第1層（市内全域）】

第2層・第3層の協議体から提起された課題や対応等について、方向性を示していく役割を担います。

≪構成員≫包括ケア会議の構成員が兼務

≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型）

【第2層（日常生活圏域）】

各地域に生活支援コーディネーターを配置し、各地域における実態把握・地域課題の抽出、生活支援のあり方、地域見守り体制の構築等を担います。

地域毎に全体協議体を開催

：佐敷・知念・玉城・大里南・大里北・久高

≪事務局≫南城市社会福祉協議会に業務委託

【第3層（個別単位）】

地域支えあい支援事業等や日々の連携の中で見つけた課題や気づきなどを自治会単位で地域ケア会議（自立支援ケア会議・個別ケア会議等）へ情報提供・提案する。

≪構成員≫市民、区長・自治会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険サービス事業所など

≪事務局≫南城市社会福祉協議会

【自立支援ケア会議】

居宅サービス計画の内容の妥当性などについて、医療及び介護等の専門職が協働して自立支援及び重度化防止に資する観点から検討する。

≪構成員≫個別課題の解決に資する必要最小限の関係者のみ（非公開）

≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型・地域型）

【個別ケア会議】

多職種協働による支援困難な高齢者等の個別課題の解決や各種サービスの調整等。

≪構成員≫個別課題の解決に資する必要最小限の関係者のみ（非公開）

≪事務局≫南城市地域包括支援センター（基幹型・地域型）

●生活支援体制整備事業

第1層（市町村区域）及び第2層（日常生活圏域）における生活支援コーディネーターの配置や協議体（多様な主体が参画する情報共有、連携強化の場）を設置し、地域課題、社会資源の把握や多様な職種や関係者との連携・協働による地域包括支援ネットワークの構築推進を図ることを目的としています。地域における生活支援の担い手の育成やサービスの開発等を行うとともに、高齢者の社会参加及び生活支援サービスの体制整備を図ります。

《令和6年度実施状況》

◆事業委託先：南城市社会福祉協議会

【第2層協議体・地域ケア会議の開催】

日時：令和7年1月28日（火）18:30～ 147名参加（住民）

- （1）南城市の現状（介護保険利用状況、要支援・要介護者の推移など）
- （2）地域の取り組み紹介（地域の取組、支え合い委員会など）
- （3）情報交換会
- （4）感想・まとめ・アンケート

【第1層協議体・包括ケア会議の開催】

日時：令和7年3月18日（火）14:00～ 南城市役所215会議室

- （1）生活体制整備事業とは
- （2）第2層協議体活動報告（今年度・次年度取組み）

●認知症総合支援事業（初期集中支援チーム）

医療や介護に関わる関係機関等が、認知症対応力の向上や指導助言を行うための各種事業の充実に向けた支援を行います。認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のなかで暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。又、「認知症地域支援推進員」を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の関係機関の連携支援や認知症の人・ご家族への相談業務等を行います。

令和6年度は沖縄県認知症サポート医の宮城航一先生を南城市、南風原町、八重瀬町合同認知症初期集中支援チーム医として招聘し、毎月第4木曜日を定例日として開催しました。

《実績》（初期集中支援チームの会議回数と認知症地域支援推進員の登録者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認知症初期集中支援チーム員	3人	3人	4人	5人	5人
初期集中支援チーム員会議	6回	4回	11回	11回	11回
支援対象者数	3人	1人	3人	1人	1人
認知症地域支援推進員登録者数	2人	3人	3人	4人	5人
キャラバン・メイト新規登録者数	3人	0人	2人	5人	1人

・南城市では、71の方がキャラバン・メイトとして登録されています。

(6) その他

地域包括支援センターの行う事業を効率的かつ効果的に実施するに当たり、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備のため、連携体制を支えるものとして、「地域包括支援ネットワーク」を構築します。

●南城市地域支え合い支援事業

近隣住民の助け合いにより、日常生活及び災害時における要援護者の支援体制を確立し、住民が住み慣れた地域で支え合い安全で安心して生活できる環境を整備するとともに、地域住民の相互扶助、見守りネットワークの体制の確立を図ります。（平成20年度から実施）

《実施状況》

◆実施主体：南城市、南城市社会福祉協議会、南城市民生委員児童委員連絡協議会

《業務内容》

《実績》（過去5年間の自治会数・登録者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自治会数	14件	19件	18件	20件	20件
登録者数	25人	56人	55人	59人	58人

●認知症カフェ

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、2か所の各地域型センターで認知症カフェを開催しました。

《令和6年度実績》

開催回数：5回

参加者数：29人（認知症の本人、家族）

※開催回数、参加者数は2か所の地域型センターで開催した回数と参加者数を合計しています。

●見守りシールの交付（令和4年度より実施）

認知症等の帰宅困難高齢者等へQRコード（二次元バーコード）を印刷したシールを交付し、帰宅困難高齢者等の早期発見、保護及び引渡しを図ることで、家族ならびに介護者等の精神的負担の軽減に資することを目的としています。また、市民への周知、管轄の警察署、消防署、地域型センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、見守り体制の強化に努めます。

◆実施主体：南城市地域包括支援センター基幹型（生きがい推進課）

《令和6年度実績》

見守りシール交付者数：1人（認知症高齢者）

●南城市地域見守りネットワーク事業

地域住民やライフライン事業者等との相互関係により、高齢者、障がい者、その他見守りを必要とする者の安否及び異変の早期発見、並びに早期対応に向けた連絡体制を強化することにより、要援護者が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的として、見守り協定を締結しています。

《見守り協定締結事業者：16か所》 ※順不同

沖縄県農業協同組合 南城支店
 沖縄県農業協同組合 佐敷支店
 沖縄県農業協同組合 玉城支店
 琉球新報社南城市販売店主会
 沖縄タイムス社南城市販売店主会
 沖縄電力株式会社 那覇支店
 株式会社シニアライフクリエイト

社会福祉法人立命会 しらゆりの園 佐敷郵便局
 社会福祉法人憲章会 東雲の丘 知念郵便局
 生活協同組合 コープおきなわ 大里郵便局
 ヤクルト西原センター
 ヤクルトやえせセンター
 株式会社スズケン



《協力機関：8か所》 ※順不同

南城市社会福祉協議会
 南城市社会福祉関係機関団体連絡会
 南城市老人クラブ連合会
 島尻消防組合

南城市区長会
 与那原警察署
 南城市民生委員児童委員連絡協議会
 沖縄県農業協同組合 東風平LPガスセンター

令和7年3月末現在

●認知症高齢者等の見守り及び安全支援に関する協定

認知症高齢者等の問題化が多様化している現状を踏まえ、認知症高齢者の行方不明事案を察知した際の迅速な手配と発見時の正確な身元特定など、行政と警察が相互連携して取り組むことにより、認知症高齢者等やその家族の安全な暮らしの確保を目的としています。

《協定書締結》

◆協定書締結先：与那原警察署（平成29年2月21日締結）

●地域における協力に関する協定

南城市と郵便局が協定を締結し、郵便局や地域住民との相互関係により、高齢者、障がい者、その他見守りを必要とする者（以下「要援護者」という。）の安否及び道路の異変や不法投棄、の早期発見、並びに早期対応に向けた連絡体制を強化することにより、南城市民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的としています。

《協定書締結》

◆協定書締結先：日本郵便株式会社南風原中郵便局、玉城郵便局（平成29年2月21日締結）

●災害時における要配慮者の緊急受入に関する協定

南城市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に市と福祉法人等が相互に協力することにより、要配慮者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的に、協定を締結しています。

《協定書締結：4か所》

◆協定書締結先：（平成25年3月29日締結）
 特別養護老人ホーム小谷園
 特別養護老人ホームしらゆりの園
 特別養護老人ホーム朝日の家
 特別養護老人ホーム東雲の丘

●南城市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）

平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害時対策基本法の改正において、市町村は、高齢者や障がい者、外国人、妊産婦や乳幼児等の要配慮者のうち、災害時又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について、避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿を作成しておくことが義務付けられた。

本計画は、南城市地域防災計画の下位計画として避難支援に関する事項を具体化するもので、避難行動要支援者自身や家族による「自助」、隣人や友人など地域で備え助け合う「共助」、公的機関による「公助」、それぞれの役割を踏まえ、相互の連携と支援のあり方を明確にし、避難行動要支援者を含む要配慮者に対する防災・避難体制の整備、支援策の充実を図ることを目的として令和3年4月に策定しています。

○状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
避難行動要支援者数	—	1,488人	1,100人	1,203人	1,265人
協定書締結自治会数	—	35	35	37	36

※避難行動要支援者名簿については、災害発生時又は発生のおそれのある場合に迅速な避難行動要支援者への支援が行えるよう、平常時から避難支援組織へ提供するために「避難行動要支援者の個人情報の取り扱いに関する協定書」を自治会、市社会福祉協議会、島尻消防、与那原警察署と締結しています。